

訪問看護ステーションどりいむ三原 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人大慈会（以下「本事業者」という）が開設・運営する訪問看護ステーションどりいむ三原（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に質するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。

3 介護保険の介護予防訪問看護は、要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減もしくは悪化の予防に質するよう、療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。

4 利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域生活支援センター若しくは相談支援事業所、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供をする。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業者の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。

3 感染症や非常災害の発生時においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 研修・訓練の実施
- (3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション どりいむ三原
- (2) 所在地 広島県三原市円一町四丁目2番1号 ダイジビル1階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲以内において適宜職員を増減することができるものとする。

職 種	人数
管理者（看護師）	常勤1名
看護職員（管理者含め）	常勤換算2.5名以上
作業療法士	常勤・非常勤 数名
精神保健福祉士	適宜
事務員	適宜

- (1) 管理者：看護師もしくは保健師1名
所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。但し、管理上支障がない場合は、本事業所の他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 職 員：看護職員は常勤換算2.5名以上（内1名は常勤）を配置する。訪問看護を担当する。理学療法士・作業療法士または言語療法士は必要に応じて配置する。看護師等と連携し訪問看護の範疇でリハビリテーションを提供する。精神保健福祉士は必要に応じて配置する。相談や生活指導を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次に定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までを営業日とする。ただし、国民の祝日・盆休み（8月14・15日）及び年末年始（12月30日～1月3日）は除く。休業日については必要に応じて対応する。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 連絡体制：電話等による連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (2) 介護保険利用者にあたっては、訪問看護指示書のほか、居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書

を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。

- (3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師と作業療法士等が連携し、一体的に含むものとして作成する。
- (4) 利用希望者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションから各市町医師会等に、主治医の選定及び調整を依頼する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持・睡眠、食事・栄養及び排泄等療養生活の支援及び介護予防
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理
- (9) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 居宅改善の相談・助言
- (12) 入退院（所）時の共同指導等

(利用料等)

第9条 本事業所は、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 医療保険

健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。

2 本事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

- (1) 第6条第1項(1)で定めた営業日外及び営業時間外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合（医療保険利用者のみとする）
- (2) 訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合（介護保険利用者・医療保険利用者）
- (3) 訪問看護と連続して行われる死後の処置

3 本事業所は、次条に定める通常の業務の実施地域を超えた場合の交通費はその実費を

徴収する。通常の実施地域を超えた時点から起算して1 kmごとに30 円徴収する。

- 4 本事業所は、利用者より基本使用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の訪問看護の実施地域)

- 第10条** 通常の訪問看護実施地域について、医療保険は、三原市（鷺浦町を除く）・尾道市（百島町を除く）・竹原市・世羅町とする。介護保険は、三原市（鷺浦町を除く）・尾道市（百島町・因島地区・瀬戸田町を除く）とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条** 訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町、該当利用者の家族等（介護保険利用者の場合は、該当利用者にかかる居宅介護支援事業者）に連絡するとともに、必用な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 本事業者は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置に対して記録するものとする。

(衛生管理等)

- 第12条** 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。
 - (1) 指針の整備
 - (2) 感染対策委員会の開催
 - (3) 研修及び訓練の実施

(苦情処理)

- 第13条** 訪問看護の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必用な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町の職員からの質問もしくは照会応じ、市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、該当指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した訪問看護に関わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを求めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外での目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための委員会の開催
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待防止の担当者を定める
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第16条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政および居宅介護支援事業所に相談の上、サービス中止や契約を解除する場合もある。

(その他運営についての留意事項)

第17条 看護師等は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 本事業所の従業者は、業務上知りえた秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は2023年10月1日より運用する。

2024年6月1日改定

2024年10月1日改定